

松田町立松田小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。

松田小学校においては、これまでも、いじめは絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも起こりうるものであることを十分認識のうえ、その防止と対策にあたってきたところです。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）が施行され、松田町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針として平成26年6月に策定された「松田町いじめ防止基本方針」をもとに、平成27年に「松田町立松田小学校 いじめ防止基本方針」を策定しました。

児童等の尊厳を保持するため、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体・町との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組んできましたが、神奈川県における「いじめ防止基本方針」が改定され、それに伴い、「松田町いじめ防止基本方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため、「松田町立松田小学校 いじめ防止基本方針」を改定することとしました。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（基本理念）

- ① いじめは決して許されない行為である。しかしながら、どの学校にも、どの児童にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動にすべての教職員が日々実践すること。
- ③ 常にいじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受けとめ、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめに対する基本認識>

本校職員は、いじめに対して次の8点を基本認識と確認し、全教職員で共有し、いじめ問題を克服することをめざします。

- ・いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為であること
- ・いじめは、どの学校、どの児童でも起こり得るものであること
- ・どの児童も被害者にも加害者にもなり得ること
- ・いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものであること
- ・いじめは、被害者等だけでなく、観衆や傍観者も含めた所属集団の構造上の問題であること
- ・いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであること
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあること
- ・いじめは、学校・家庭・地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であること

3 いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはけません。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努めます。

5 いじめ防止に取り組む組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策会議」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止対策会議」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該児童学年教諭

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討
(基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正)
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

6 いじめの防止等に関する内容

(1) 未然防止のための取組

「いじめをしない、させない、見逃さない、絶対に許さない」という認識を全児童がもてるよう、教育活動全体を通して繰り返し指導します。

児童一人ひとりが大切にされ、認められ、自己肯定感・自己有用感がもてる学校をめざします。そのために、授業改善に努め学力向上を図るとともに、豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

(具体的な取組)

- 朝会や集会、学級活動や学年集会などでいじめの問題にふれる機会をつくり、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気、クラスを基本として全体に醸成していきます。
 - ・人権担当の朝会講話
 - ・児童指導担当の話
 - ・学級活動での指導や道徳の授業での話し合い
 - ・相談しやすい雰囲気づくり(休み時間の会話や相談用紙の配付)
- 児童会活動での児童主体の仲間づくりを通しいじめ防止の取組を行います。
 - ・あいさつ運動
 - ・異学年交流(清掃、遊び等)
- 全職員がいじめの様態や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
 - ・いじめに関する教員研修の実施
- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めることで、児童との信頼関係を確立します。
 - ・会議を精選し、学年会等で児童の情報共有の時間を設定
 - ・休み時間には、教室・運動場等で子どもと関わる時間の確保
- 学校の教育活動全体を通して、人権教育・道徳教育の充実、学校行事の充実、体験活動の充実を図ります。
 - ・朝読書、「ちくちくことばとふわふわことばの奨励」、人権講話
- インターネット等によるいじめの防止に取り組みます。
 - ・「スマホ・ケータイ安全教室」を必要に応じて開催

(2) いじめの早期発見のための取組

日頃から児童との信頼関係を築き、ていねいな見取りを行うとともに、小さな変化も見逃さないよう常にアンテナを高くし、いじめの早期発見に努めます。

また、定期的にアンケート調査を実施し、実態把握に努めます。保護者からの相談にも日頃からていねいに対応し、悩みや不安の解消に努めます。

<具体的な取組>

- 日常の観察を充実させ、児童の様子に注意します。
 - ・ 休み時間、給食の時間、掃除の時間等の会話から
 - ・ 日記、個人面談、家庭からの連絡等から
- 毎月開催する「児童指導校内支援委員会」で児童の様子で気になる点を情報交換し、支援の必要がある場合や相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策会議」において検討を進めます。
- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査 年1回(10月)
 - ② 児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月、10月、1月)
 - ③ アンケート調査後の個別聴き取り
 - ④ 個人面談を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラー・心の相談員の周知及び活用
 - ② いじめ相談窓口(教育相談コーディネーター)の設置及び周知
- 相談・通報のあった事案は「いじめ防止対策会議」を通して、情報の共有に努めます。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をします。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び松田警察署等と連携して対処します。

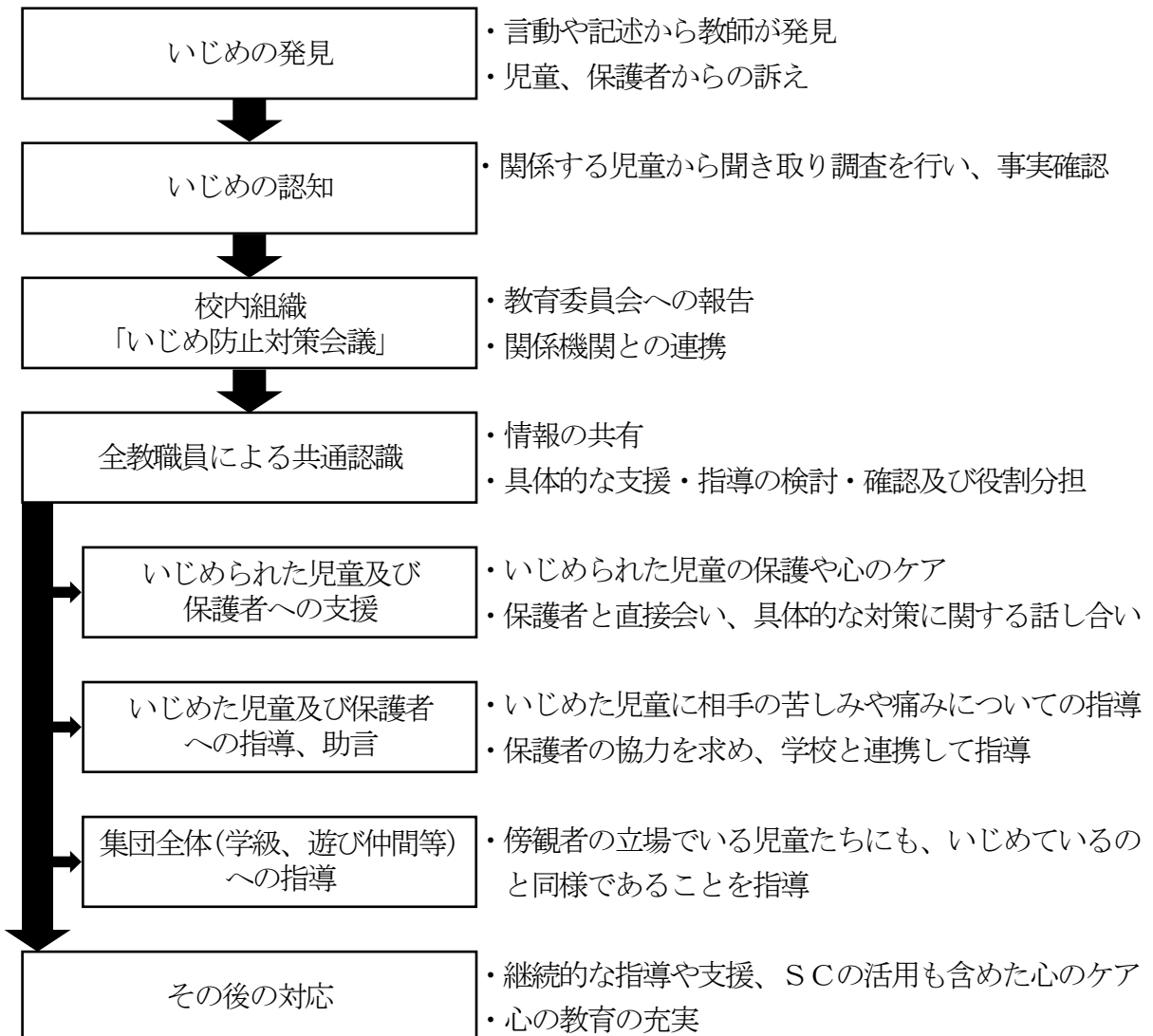
(4) インターネット上へのいじめの対応

- 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- 高学年を対象に、夏季休業前に「スマホ・ケータイ安全教室」を開催し、ネットいじめの未然防止に努めます。

7 いじめへの対応

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

(1) いじめ対応の流れ



(2) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- 1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議のうえ、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

<重大事態の定義>

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

<具体的な取組>

○「いじめ緊急調査委員会」を構成(校長、教頭、総括教諭、当該学年教諭)

※事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・松田町教育委員会への報告と連携、調査結果報告
- ・警察への通報等、関係機関との連携
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対する、調査によって明らかになった事実関係の迅速・適時・適切な情報提供・説明
- ・所見をまとめた文書による調査結果報告の提出(いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合)

9 基本方針の公表・点検・評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに関する項目を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

(具体的な取組)

- ・「松田小学校いじめ防止基本方針」を公表する。(ホームページ掲載)
- ・学校評価の項目にいじめに関する取組を設定し、評価する。
- ・いじめに関する評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図る。

(令和元年7月10日改訂)